

IV-24

企業会計的手法を用いた事業遅延の評価手法

東北大学 学生員 ○石川 崇之
 東北大学 フェロー 宮本 和明
 東北大学 正会員 北詰 恵一

1.はじめに

近年、公共事業の効率化やその決定過程の透明性などが強い関心を呼んでおり、アカウンタビリティの確保の重要性が指摘されている。政府は、1997年に、すべての公共事業に対して事前評価としての費用便益分析を実施する事を義務付けた。しかしながら、再評価においては、事前評価と同じように評価時点以降の経済的な費用及び便益の総額を中心とした費用便益分析を用いているのが現状である。再評価では、事業前と比較してさまざまな情報が増えており、その事業の中止・継続のみならず、他の事業方法への変更など、さまざまな可能性を検討する必要がある、事業に関する詳細な情報が求められる。従来の費用便益分析では、再評価において必要な、事業のこのような詳細な情報を得る事が困難である。例えば、費用便益分析では、事業遅延による影響を社会的割引率によってしか考慮しておらず、その社会的損失を考慮しきれていないとは考え難い。

以上のことから、より再評価に適した評価手法の確立が必要であり、本研究においてはその評価手法として、事業遅延による影響を踏まえた公共事業の進行状況を「損益計算書」及び「貸借対照表」といった二つの財務諸表によって明示化していくとする「企業会計的手法を用いた事業遅延の評価手法」を提案する

2.本研究の枠組み

(1) 公共事業に企業会計を用いる際の問題点

公共事業の主な特徴として、次の3つのことが挙げられる

- ① 事業の財源が納税者による税金である。
- ② 一般道路事業にみられるように、そのほとんどにおいて料金制が採用されていない。
- ③ 外部効果が大い。

よって、公共事業に従来の企業会計を用いる際には、以上の特徴を考慮した財務諸表を新たに作成する必要がある。

(2) 公共事業の採算性による評価

事業評価に適した財務諸表を作成する際、まず公共事業における収益、及び費用をどのように設定するのかが重要となってくる。その両者に関して、本研究では以下のように設定する。

まず、事業における「収益」とは事業によって得られる社会的便益であると考え、「費用」とは、事業によって被る社会的損失であると考え。具体的には、施設利用者による事業への支払意思額を「シャドウ料金収入」、事業によるその他の正の外部効果を「シャドウ営業外収入」（負の外部効果を費用）、また、事業遅延による影響を、後述する「事業遅延による仮収支（収入、及び費用）」として、収益・費用項目に計上する。そして、資金源である「税金」が費用として計上される。

本研究では、全ての費用項目について、「事業のために一時的に納税者から預かった資金であり、その返済義務を負う」という一種の借入金的性質を持つものとする。さらに、これらには一般の借入金と同様に、その返済までの間に「利子」が生じるものとして、本研究ではこれを「シャドウ利子」として同じく費用として計上する。この結果として得られる4つの費用項目をまとめて、「シャドウ借入金」として計上する。以下に、全体の流れを表した概念図を示す。

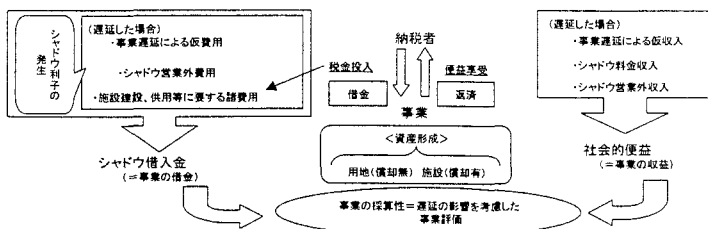


図-1 本研究の概念図

図-1に見られるように、事業評価を事業の採算性によって議論できる形を導く事ができる。このことによって、納税者に対する事業評価結果を「一般企業の黒字・赤字」といった分かり易い形で示す事ができ、アカウンタビリティの確保につながる。

3.事業遅延による影響に関する考察

公共事業を再評価する必要性の一つは、事業が予定通りに進行しない遅延状態になることによる。つまり、事業が再評価対象となるかどうかを議論するには、この遅延による影響を明らかにすることが重要となる。

事業遅延によって企業会計上に生じる影響としては、「支払うはずであった費用」が費用項目に、「得られるはずの便益」が収入項目に、共に現れないといったことである。また、社会全体で財政に余裕がない状態であることから、この「支払わずに済んだ費用」は「他の（資金追加を必要とする）事業」に用いられることが効率的であると考ええる。

以上のことから、本研究では「事業遅延による仮収支（収入・費用）」という考え方をを用いて、事業遅延の影響を示していく。図-2に、その概要を示す。

研究で扱う「損益計算書」・「貸借対照表」の2つの財務諸表を示す。

貸借対照表（供用前）

資 産 項 目	現金 (0)	シャドウ 借入金	用地費+建設費		負債項目
	土地		補償費の和		
			シャドウ利子		
	建設仮勘定	資本	遅延による仮収支		
	権利	利益 (0)	資本項目		
		計			

- * 供用後は、「建設仮勘定」⇒「施設」
- * 右側に (0) と記載のある項目は、供用後から生じる項目
- * 「損失」は「資本」の項目に、負の値として計上する

損益計算書（供用後）

収益項目	維持管理費	シャドウ料金収入	費用項目
	減価償却費		
	シャドウ営業外費用	シャドウ営業外収入	
	遅延による仮費用		
	シャドウ利子	遅延による仮収入	
	経常利益		
	計		

図-3 本研究における財務諸表の概要

ここで、供用前段階とは、一般企業に例えると操業の準備段階にあたる。よってこの段階での損益計算書は作成せず、この段階で発生している用地費等は、全て事業の準備費として貸借対照表の資産として計上する。また、図-3における各用語対応においては、各々の意味をより正確に捉えた上で、その位置付けを吟味していくべきである。よって今後、より詳細な項目も含めた、適切な財務諸表へと改善していく必要がある。

5.おわりに

今後は、事業遅延の影響をより厳密なものに改善していくと共に、モデルを用いてのその影響の数値的な検証、さらには、事業財源の詳細な項目まで考慮していく必要があると思われる。

【参考文献】

- 1) 監査法人トーマツパブリックセクターグループ編：公営企業の決算と開示,1998
- 2) 中鉢健司,北詰恵一,宮本和明：公共事業再評価の視点と基準,土木学会第55回年次学術講演会講演概要集,Ⅳ-407,2000

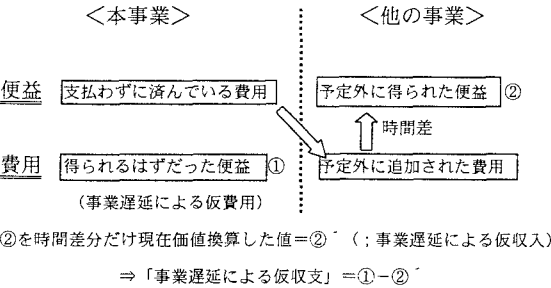


図-2 事業遅延の影響の考慮に関する概要

上図で時間差を考慮しているとあるが、これは「他の事業」において、費用を費やしてから事業供用開始（便益発生）までに要する工期を示している。

4.各用語の財務諸表における位置付け

企業会計の手法を用いるにあたって、まず、一般財務諸表を本研究中の各用語を用いて作成する必要がある。その過程において、本研究独自の用語を一般企業会計で用いられる用語と極力正確に対応させ、なおかつ事業を評価するという目的に添った形にしていくことが重要になってくる。以下に、事業供用前後における本